

# 議会運営委員会会議録

(平成26年2月25日)

栄町議会

# 議 会 運 営 委 員 会

## 議 事 日 程

平成26年2月25日（火曜日）

午後1時30分開会

事 件 （1）平成26年第1回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案 21件

一部事務組合格約の一部改正協議	1件
新規条例	3件
条例の一部改正	6件
廃止条例	1件
補正予算	5件
当初予算	5件

（2）諸般の報告について

1. 現金出納の検査結果報告	1件
2. 要望	1件
3. 議員派遣報告	1件

（3）一般質問について 通告者7名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について

（6）その他、議会運営に関すること

**出席委員（6名）**

委員長 藤村 勉 君  
委員 鈴木 照夫 君  
委員 金島 秀夫 君

副委員長 松島 一夫 君  
委員 橋本 浩 君  
委員 山田 真幸 君

**欠席委員**

なし

**出席を求めた者**

議長 大澤 義和 君

**説明のため出席した者**

総務課長 長崎 光男 君

**出席議会事務局**

事務局長 湯原 国夫 君

書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 本日は平成26年第1回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会でございます。委員のみなさま並びに議長、また、町執行部から長崎総務課長のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大澤議長よりご挨拶をお願いします。

○議長（大澤義和君） 議会運営委員会の皆さんご苦勞様でございます。以前の寒さと比べると今日はだいぶ暖かいと、もうすぐ春が来るといような感じですが、3月定例会がスムーズに運営されます様よろしく願いまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

---

◎ 審 議

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。それでは、さっそく審議に入ります。

今定例会の招集日は3月4日火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案が21件、その内訳といたしまして、一部事務組合规約の一部改正協議1件、新規条例3件、条例の一部改正6件、条例の廃止1件、補正予算5件、平成26年度予算が5件となっております。

また、一般質問通告は7名となっております。

それでは、初めに、町長提出議案の21件につきまして、長崎総務課長より説明をお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それでは、平成26年第1回栄町議会定例会に提出させていただきました議案につきましてご説明申し上げます。

ただいま、委員長からもございましたけれども、まず、一部事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議が1件、条例の一部改正が6件、廃止が1件、新規条例が3件、各会計の平成25年度補正予算5件、各会計の平成26年度当初予算5件の21件でございます。なお、誠に申し訳ございませんが、補正予算につきましては、現在調整中でありまして、明後日の27日に補正予算書を配らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。事務処理が遅れまして本当に申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、印旛郡市広域市町村圏事務組合规約の一部を改正する規約に関する協議について所管課は企画政策課でございます。概要等でございますが、平成26年4月1日から印旛地域農林業センターを富里市が単独で運営管理することとなったことに伴い、規約の改正

について協議をお願いするものでございます。具体的には、規約中から印旛地域農林業センターの設置及び維持管理に関する事を削除するものでございます。施行日につきましては、県知事の許可のあった日からとしてございます。

続きまして、議案第2号、栄町行政組織条例の一部を改正する条例でございますが、所管課は総務課でございます。概要等でございますが、町の活性化施策を効率的かつ効果的に実施するため、課の事務分掌の見直しを行うものでございます。具体的には企画政策課の分掌事務に地域振興に関する事を加えるものでございまして、施行日につきましては年度当初からということで平成26年4月1日としてございます。

続きまして、議案第3号、職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課でございます。概要等でございますが、町長、副町長、及び教育長の給与並びに一般職員の管理職手当等に係る減額措置について、平成26年4月1日から、管理職手当等の減額率を引き下げたうえで、これらの期間を1年間延長するものでございます。具体的に申しますと、減額措置の期間を平成27年3月31日まで延長するものでございまして、内容といたしましては、町長、副町長及び教育長の給料を7%減額すること、及び一般職員の管理職手当の減額率を現行の20%から10%に引き下げるものでございます。施行日につきましては、平成26年4月1日からとしてございます。

続きまして、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課でございます。概要等でございますが、人事院勧告を踏まえまして、国と同様に55歳を超える職員の昇給抑制の阻止を講ずるものでございます。なお、人事院勧告に倣いまして勤務成績が特に良好である場合等につきましては、昇給をするというようにしてございます。施行日につきましては、平成26年4月1日からとしてございます。

続きまして、議案第5号、栄町ふるさと応援基金条例でございますが、新規条例でございます。所管課は企画政策課でございます。概要等ですが、栄町ふるさと応援寄付金を積立て、その用途の明確化を図ることを目的として、新たに栄町ふるさと応援基金を設置するものでございます。具体的には、事業に要する財源の確保を直接の目的とする一般的な基金とは異なり寄付者に対しまして、寄付金の使い道を明らかにすることなどを第1の目的とした基金でございます。処分につきましては、ふるさと作りを推進するための事業の財源に充てる時に限り処分可能としているものでございます。施行日につきましては、年度末に積立てられるようにするために、平成26年3月31日からとしてございます。

次に、議案第6号、栄町手数料条例の一部を改正する条例でございます。所管課は消防防災課でございます。概要等でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正と同様に、製造所等の設置許可申請審査手数料等の額を改正するものでございます。具体的には、消防法に基づく製造所、貯蔵所及び取扱所の設置許可申請審査貯蔵所の設置許可に係る完成検査前検査並びに、特定屋外タンク貯蔵所の保安検査に係る手数料の一部を改正するものでござ

います。施行日につきましては、改正政令の施行期日と同日の平成26年4月1日からとして  
ございます。

続きまして、議案第7号、栄町高齢者福祉推進協議会の設置条例の一部を改正する条例で  
ございます。所管課は福祉課でございます。概要等でございますが、地方分権改革による介護保  
険法の改正等により条例中で引用する同法等の条項等が変更されることに伴い、規定の整理を  
行うものでございます。施行日につきましては、第3次一括法による介護保険法改正の施行日  
と同日の平成26年4月1日からとしてございます。

次に、議案第8号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例  
の一部を改正する条例でございます。所管課は福祉課でございます。概要等ですが、障害者総  
合支援法の改正により、障害程度区分が、障害支援区分に改められることに伴いまして、栄町  
障害程度区分審査会を栄町障害支援区分審査会に名称を変更するものでございます。なお、附  
則におきまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例についての名称に  
ついては改正することにしてございます。施行日につきましては、整備法の施行日と同日の平  
成26年4月1日からとしてございます。

続きまして、議案第9号、栄町農業機械器具の貸付に関する条例を廃止する条例でござい  
ます。所管課は産業課でございます。概要等でございますが、現行制度上におきまして、国の減  
反政策に伴い、水田において大豆等を生産する農業者に必要な農器具を貸し出すために、平成  
22年4月1日から運用開始したところでございますが、農業の近代化に伴いまして農業機械器  
具貸付制度を利用する者がおらず、今後も利用される見込みがないことからこれを廃止するも  
のでございます。施行日につきましては、利用見込が全くありませんことから、交付の日から  
としてございます。

続きまして、議案第10号、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例でござ  
います。新規条例でございます。所管課は産業課でございます。概要等ですが、町民の定住環  
境の整備と福祉の向上に資すると共に町民の、農業に対する理解を深めることを目的としまし  
て新たに栄町農業ふれあいセンターを設置するものでございます。具体的に申しますと、まず、  
場所でございますが、地域活動支援センターの跡地を市民農園として活用するもので、公の施  
設として条例をもって設置するものでございます。なお、現在ありますドラムふれあい農園に  
つきましては、当分の間、特定農地貸付として本条例で規定されます、ふれあいセンターと併  
存しまして将来的には統合していきたいというように考えているところでございます。施行日  
につきましては、年度当初の平成26年4月1日からとしてございます。

続きまして、議案第11号、栄町消防長及び消防署長の資格を定める条例でござい  
ます。これも新規条例でございます。所管課は消防防災課になります。概要等でございますが、地方分  
権改革による消防組織法の改正に伴い、現在、政令に定めのある消防庁及び消防署長の任命資  
格を条例で定めるものでございます。施行日につきましては、第3次一括法による消防組織法

の改正施行日と同日の、平成26年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第12号から第16号までが各会計の補正予算となります。

まず、議案第12号でございます。その前に、申し訳ございませんが、先ほども申しましたように補正予算につきましては、現在調整中ということでございます。額、これから申しあげますが、現時点での額ということでご理解をいただければと思います。申し訳ありませんが宜しくお願いします。

議案第12号、平成25年度栄町一般会計補正予算第7号でございます。所管課は財政課になります。概要等でございます。規定の歳入歳出予算にそれぞれ2億3,785万3,000円を増額いたしまして、補正後の歳入歳出の予算総額を69億9,762万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第13号、平成25年度栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。所管課は財政課でございます。概要でございますが、規定の歳入歳出予算にそれぞれ2,205万6,000円を増額いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を27億1,854万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第14号でございます。平成25年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号でございます。所管課は財政課でございます。概要でございますが、規定の歳入歳出予算に847万7,000円を増額いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を1億7,199万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第15号、平成25年度栄町介護保険特別会計補正予算第3号でございます。これも所管課は財政課です。概要でございますが、規定の歳入歳出予算にそれぞれ3,739万4,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を12億9,904万8,000円とするものでございます。介護につきましては、減額ということでございます。

続きまして、議案第16号、平成25年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算第5号でございます。所管課は財政課でございます。概要でございますが、規定の歳入歳出予算にそれぞれ1,441万6,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を7億8,555万5,000円とするものでございます。下水道につきましても減額ということでございます。

続きまして、議案第17号から議案第21号までが各会計の当初予算となります。

まず、議案第17号、平成26年度栄町一般会計予算でございます。所管課は財政課でございます。概要でございますが、平成26年度一般会計予算総額を、平成25年度当初予算に比べ6.6%増額いたしまして予算総額を66億7,067万円とするものでございます。

続きまして、議案第18号、平成26年度栄町国民健康保険特別会計予算でございます。所管課は財政課になります。概要でございますが、平成26年度栄町国民健康保険特別会計予算を平成25年度当初予算と比べ0.9%増額いたしまして26億5,419万9,000円とす

るものでございます。

続きまして、議案第19号、平成26年度栄町後期高齢者医療特別会計予算でございます。所管課は財政課です。概要でございますが、平成26年度栄町後期高齢者医療特別会計予算につきましては平成25年度当初予算と比べ10.5%増額いたしまして1億8,044万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第20号、平成26年度栄町介護保険特別会計予算でございます。所管課は財政課になります。概要でございますが、平成26年度栄町介護保険特別会計予算につきましては平成25年度当初予算に比べまして2.3%増額いたしまして予算総額を13億5,399万7,000円とするものでございます。

最後になりますが、議案第21号、平成26年度栄町公共下水道事業特別会計予算でございます。所管課は財政課です。概要でございますが、平成26年度栄町公共下水道事業特別会計予算につきましては平成25年度当初予算に比べまして3.2%減の予算総額を6億8,970万1,000円とするものでございます。

以上21議案でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、質疑等あればお願ひ致します。

[「なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 質疑が無いようですので、ここでお諮り致します。議案第5号、第10号、第11号が新規条例であります。従いまして議案第5号及び第11号は総務常任委員会へ、議案第10号は経済建設常任委員会へ付託し審議することにしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） ご異議がないようですので、議案第5号及び第11号は総務常任委員会へ、議案10号は経済建設常任委員会へ付託し審議することに決定いたしました。

続いて、お諮り致します。議案第17号から21号までの平成26年度の全5会計予算につきましては、例年通り予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） ご異議がないようですので、平成26年度の全5会計につきましては例年通り予算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法につきましては、後ほど事務局長より説明をしていただきます。

町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは諸般の報告ですけれども、まず、監査委員から現金出納



の検査結果報告書として、平成25年12月期分～平成26年2月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたのでその旨議長の方から報告をお願い致します。

次に、要望書が1件提出されております。日本青年団協議会会長より「これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書」が提出されておりますので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告書ですが、平成25年11月23日から平成26年2月21日までの議員派遣につきましては、お手元の報告書を配布させていただきます。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありましたが諸般の報告については説明のとおりとしたいと思います。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布しておりますけれども7名の議員から出ております。通告順に申しあげますと、高萩議員、金島議員、野田議員、橋本議員、鈴木議員、戸田議員、染谷議員の順となっております。質問の内容につきましては通告書の通りとなっております。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 一般質問については事務局長の説明の通りといたします。続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について事務局長より説明をお願いいたします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、まず、会期予定案をご覧いただきたいと思います。会期といたしましては、3月4日火曜日10時に招集されまして、翌週14日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日4日に、町長提出議案の提案理由の説明になります。翌日の5日水曜日から7日の金曜日までは、先ほど決定しました通り、予算審査特別委員会を開催していただきますけれども、新規条例の委員会付託を踏まえまして5日が総務常任委員会所管事項、6日が経済建設常任委員会所管事項、7日が教育民生常任委員会所管事項といたしました。また、新規条例の審査を5日に総務常任委員会で2議案、翌日6日に経済建設常任委員会で1議案について、それぞれ、予算審査特別委員会終了後に行って頂くということで組ませていただきました。その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を12日4名、13日午前中に中学校の卒業式がありますので午後1時30分から開議としまして3名としまして、最終日の14日は議案の質疑、討論、採決ということで組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定案に準じた日程案といたしまして第1号から第4号まで案を作成しております。まず、初日の4日の1号でございますが、初

日ですので、各議案の提案理由の説明を行います。その中で、先ほどありました議案第5号、10号、11号につきましては、提案理由の説明の後、総括質疑を行っていただいて所管常任委員会への付託となります。また、議案第17号から21号までの、平成26年度5予算につきましても同様に、総括質疑を行った後、議長発議により予算審査特別委員会を設置して付託という形になります。その際、暫時休憩を取っていただきまして、議員控室で特別委員会を開催していただいて、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に12日の2号でございますが、それと13日の3号につきましては一般質問の日程となります。

最後、4枚目の最終日14日の第4号ですが、議案の質疑、討論、採決という日程でお願いしたいと思います。

続きまして、会議録署名議員につきましては、3番大野徹夫議員、4番橋本浩議員にお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長（藤村 勉君）** ただいま、事務局長より説明がありましたが会議録署名議員については説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程については、ただいまの説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

**○委員長（藤村 勉君）** 異議がないようですので、会期、議事日程は説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

**○事務局長（湯原国夫君）** 予算審査特別委員会設置及び運営方法についてということでございますが、お手元に、案を提示してございます。ご覧いただきたいと思いますが、全体的にはこれまで通り、例年通りという内容になっておりますので概要だけ申しあげますと、初日に総括質疑の後、先ほども言いましたけれども、議長発議により設置していただきまして、議長を除く13名で構成します。審査日程は、5日水曜日に総務常任委員会所管事項、6日木曜日経済建設常任委員会所管事項、7日金曜日が教育民生常任委員会所管事項といたします。それと、町長、副町長、教育長、総務課長との全体質疑を7日、教育民生常任委員会所管審査終了後、行いたいと思います。

次に、審査の方法につきましては、これまで通り質疑通告制としまして、一問一答、回数制限なし、また、通告以外の質疑として1委員3件以内できるものと致します。会議録については全文筆記、会議は公開と致します。運営方法については以上ですが、ただいま申しあげました、予算質疑通告書の提出につきましては、この、議運終了後議案と一緒に配布させていただきます。

きますが、提出の期限につきましては2月28日今週の金曜日の正午までとさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありましたが、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、お手元の案のとおりとすることに、ご異議ございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 1点確認、会議録全文筆記でしたか。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 一応、これまでも要点筆記という形はしていたんですけども、記録上は全文筆記でやっておりましたので、ということで全文筆記という形にさせていただきました。

○委員長（藤村 勉君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） 今日頂く訳でしょ、そうすると、28日までといたら、時間的に余裕が若干少ないんじゃないかという感じがするんだよね。

○委員長（藤村 勉君） 事務局長、いま、そういう意見がありましたけれども、大丈夫なんですか。もうちょっと延ばしても、余裕的に。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 4日から開会という形になりますので、そうしますと、執行部が答弁書作るのに、今週中にないときついかなど。例年も、議運の週で質疑通告期限はやっておりますので、特段、今回に限って短くしたということではございません。

○委員長（藤村 勉君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） 前例がそうだからというのではなくて、今までも短かったんじゃないかという感じがするんだよ。特に、今回は今日、火曜日じゃない25日、これから全員協議会があって今日は恐らく見て、たいしたあれじゃないと思うんだけど、明日からやるにしても、2日か3日位しかない。で、28日の正午でしょ。かなりきついよね。そう感じたんです。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） これは、事務局案でございますので、執行部の方にも関わってくる問題でございますので、総務課長の意見もお聞きしたいと思います。延ばしても大丈夫ですか。一番きついのは総務常任委員会だと思うんですよ。招集日の翌日に委員会がありますので、そこだけだと思うんです。延ばすとすれば、3日の9時とかですね。あとは、28日午後5時までにするとか、その位が限度かなと思いますが如何でしょうか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 私どもとしましては、誠に申し訳ないんですが、28日、例えば5時なら5時で頂ければ有難いとは思っていますが。

○委員長（藤村 勉君） どうですか。そしたら、28日の正午じゃなくて、5時。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 質問通告があがるでしょ。28日の5時、一覧表みたいなもの事

事務局作る訳ですよ。とにかく、どんな字で出て来るか分からない質問、綺麗な字もあるし、汚い字もあるし判読不能のものもあるし、それを整理してちゃんとした質問書みたいな物を作る、その余裕も当然、なきやいけないし。それと、皆さんがきっちり、こういう形の質問出て来るなら話は別だけど。今までそれでやっていて不都合ないし、普通に質疑通告外のものが、3つ位まで出来るんだから、それでいいんじゃないかなと思うんだけども。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員の意見では、今のままでいいんじゃないかということなんですけれども、どうですか。皆さんは。山田委員。

○委員（山田真幸君） 金曜日の夕方っていうのも、どっちみちあれだから、延ばすとなれば、3日の9時から10時頃でいいんじゃないかと思います。出来ないってことないでしょ。

○委員長（藤村 勉君） どういたしましょうか。これ多分、皆さん色々な意見が出てくると思うんですけれども、いま、このままで良いという意見と、28日の正午じゃなくて5時までというのと、3日になっちゃったら、4日からだとちょっと厳しいだろう。いま、考えると4日からの議会で3日というのは、ちょっと厳しいんじゃないかと思うんですけれども。どうですか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 総務課長、内輪のことをお尋ねするようなんですけれども、28日の日に質疑通告があがって、1日、2日は土日ですよ。当然その土日の中でも答弁の検討はやっている訳ですよ。そういうことだよ。じゃ、やっぱり、そうすると28日じゃなければ無理だよ。土日休んでますというなら、話は別だけど。いいんじゃない、28日の昼で。

○委員長（藤村 勉君） このままで。いま、そういう意見なんですけれども、ここで決取っちゃいます。暫時休憩します。

午後2時06分 休憩

午後2時07分 再開

○委員長（藤村 勉君） それでは、休憩前に引続き会議を開きます。私の意見としても3日では非常に厳しいのではないかと思います。2つの意見出ていますので、28日の案としては正午までという形になっていますけれども、これを15時までという形でどうでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） それでは、質疑通告書は28日の15時までに事務局の方をお願いしたいと思います。

ご異議がないようですので、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、15時に変わりましたので、宜しくお願ひしたいと思います。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 特別委員会の設置及び運営方法の7番の説明員のところなんでご

ざいますが、②の全体質疑のところ、町長、副町長、教育長及び総務課長の出席を求めるとなっておりますが、ここに財政課長を加えていただくということは、いかがでしょうか。所管課長でありますので、予算もそうですし、決算も同じなんです、できましたらお願いできないでしょうか。

○委員長（藤村 勉君） いま、総務課長の方から意見交換の所に、財政課長の出席もお願いしたいということなんですけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） はい、じゃそれでお願いします。

それでは、続きまして、その他ですが、なにかございますか。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） この後の全員協議会の方でもお話させていただきますが、社会福祉協議会の評議員の任期がこの3月31日で切れるということで、現在、野田議員が評議員になられておりますが、新たに平成26年4月1日からの2年間の評議員の推薦依頼がきておりますので、本日の全員協議会の時に、その辺決めていただければと思います。

それと、これも全員協議会の時に、お話させていただきますが、前回の全員協議会の時もお話したかと思いますが、議場の音響等の設備の改修につきまして、予算を出しているというお話をさせていただきましたが、予算化されることが決まりました、ただし、金額が当初1,100万円位だったんですけれども、予算的には、980万円という形でその予算の範囲内で、マイク・カメラ等々の設備の改修工事を行うということになりましたのでご報告させていただきます。また、全員協議会の時にもお話させていただきます。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 他に、なにかございますか。

〔「なし」という声あり〕

---

## ◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後2時11分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年 月 日

議会運営委員会

委員長 藤村 勉